

草木類の資源化 Q & A

質 問	回 答
せん定枝	せん定枝の回収は、草や葉も対象になりますか。
及び草葉類の範囲	竹や根株、芝生、キョウチクが収集対象外となっているのはなぜですか。
	戸別回収と自己搬入で対象となるせん定枝の基準は異なりますか。
出し方	戸別回収してもらえる量に上限はありますか。
	自己搬入の際に、なぜ直接事業所に持ち込めないのですか。
	せん定枝と草葉類は同じ袋に入れて出せますか。

・令和元年11月から、さらなる「ごみの減量化・資源化」を図るため、せん定枝と合わせ草葉類も資源化の対象となりました。

・竹（笹も含む）や根株は、たい肥化処理工程が複雑になることから、収集の対象外にしています。ただし、個人で受け入れ業者へ直接、持ち込む場合は有料処理できます。
 ・芝生は除草剤を使用していることが多いためたい肥化になじまず、一律で業者に引き取っていただくことができません。
 ・キョウチクトウは、高い毒性があり、たい肥に向きません。

・戸別回収では、収集車両の投入口の大きさに合わせる必要があるため、枝の長さや太さの目安を設けていますが、ご自分で搬入する場合は、マイカーでの運搬になるため制限はありません。無理のない範囲でお願いします。

・個人で刈り取った刈草や落ち葉については、上限はありません。
 ※事業者に依頼したものは、市では収集できません。

・民間事業所に持ち込むせん定枝や草葉類の状況を環境美化センターで確認し、「搬入確認済書」を発行する必要があるためです。

・せん定と草葉類は同じ袋に入れて出すことができます。
 ※他のごみが混入してしまうとたい肥化に影響が出てしまいます。特に土や砂利をよく落としてから出していただくようご協力をお願いします。

<p>束で出す場合は、束の直径が40cm程度で3束以上。袋で出す場合は45リットル2袋以上とありますが、束が2束、袋が1袋など束と袋が混在する場合は出すことはできますか。</p> <p>また、量がそれに満たない場合はどうすればよいですか。</p>	<p>・束と袋が混在する場合でも、同等の量があれば出すことができます。迷ったら、清掃リサイクル課へお問い合わせください。</p> <p>また、量が基準に満たない場合、少量であれば燃やすごみで出せますが、ごみの減量化・資源化のため、できればごみ袋に貯めていただき2袋以上になった段階で資源として出していただくようご協力をお願いします。</p>
<p>戸別回収の際、袋や束にせずバラバラで出すことは可能ですか。</p>	<p>・バラバラですと、どこまでを回収してよいか分からないことや、風でとばされたり、きれいに回収できないこともあるので、お手数ですが原則、束または袋でお出してください。</p>
<p>その他</p>	<p>費用はかかりますか。</p> <p>・戸別回収及び自己搬入のいずれも個人の費用負担はありません。</p>
<p>造園業者やシルバー人材センターにせんだいを依頼した場合、市で収集してもらえますか。</p>	<p>・造園業者等の排出ごみは、廃棄物処理法で事業活動に伴う廃棄物。いわゆる事業系一般廃棄物となり、事業者の自己処理が定められているため、市では収集できません。</p>